

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等
について（概要）

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものとされており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第3条第1項の規定により、飼料添加物を含む飼料の使用等が原因となつて有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料及び飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

今般、農業資材審議会に意見を聴いたところ、以下のとおり改正することは適当であるとの答申を得たことから、告示及び省令の一部を改正することとする。

- ・ グアニジノ酢酸について、新規飼料添加物として告示に指定するとともに、省令別表第2の8に成分規格等を設定する。また、省令別表第1の1の（1）にグアニジノ酢酸の飼料中の含有量は0.06%以下でなければならない旨、省令別表第1の1の（2）にブロイラーを対象とする飼料以外に用いてはならない旨及び省令別表第1の1の（5）にグアニジノ酢酸を含む飼料は対象家畜等を表示しなければならない旨規定する。
- ・ *Trichoderma reesei*の遺伝子組換え体が産生するフィターゼ（以下「フィターゼ（その2の（4）」という。）について、省令別表第1の1の（2）に豚、鶏及びうずらを対象とする飼料以外に用いてはならない旨及び省令別表第1の1の（5）にフィターゼ（その2の（4）」を含む飼料は対象家畜等を表示しなければならない旨規定するとともに、省令別表第2の8に成分規格等を設定する。

3 施行期日
公布の日

令和元年 5 月 31 日

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1} 第 3 条第 1 項に基づき、省令^{※2}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、グアニジノ酢酸を飼料添加物として新規指定し、フィターゼの規格・基準を改正するため、省令・告示^{※3}の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

・ グアニジノ酢酸（アミノ酸等）

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、規格・基準（含量や不純物等の規定）を設定しました。

・ フィターゼ（酵素）

省令において、*Trichoderma reesei* の遺伝子組換え体が産生するフィターゼについて、豚、鶏及びうずらを対象と定め、本フィターゼを含む飼料は対象家畜等を表示しなければならないと規定するとともに、規格・基準を設定しました。

本 2 剤に関する告示及び省令の改正は、令和元年 5 月 31 日から施行されます。

※ 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）

2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）

3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号）

担当： 畜水産安全管理課

飼料安全基準班 飼料添加物担当

TEL：03-3502-8111（内線：4546）

（参考）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について」（令和元年5月31日付け31消安第165号農林水産省消費・安全局長通知）の送付先

各都道府県知事
各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

公益社団法人 畜産技術協会会長

一般財団法人 食品環境検査協会理事長

一般財団法人 日本穀物検定協会会長

公益財団法人 日本肥糧検定協会理事長

一般財団法人 日本食品検査協会理事長

一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会会長

公益社団法人 全国農業共済協会会長

一般社団法人 日本養豚協会会長

一般社団法人 全国酪農協会会長

公益社団法人 中央畜産会会長

一般社団法人 中央酪農会議会長

公益社団法人 日本フィッシュ・ミール協会理事長

一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長

一般社団法人 日本科学飼料協会理事長

公益社団法人 日本獣医学会会長

公益社団法人 日本獣医師会会長

一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長

一般社団法人 日本食鳥協会会長

一般社団法人 日本畜産副産物協会会長

一般社団法人 日本養魚飼料協会理事長

一般社団法人 日本養鶏協会会長

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長

一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長

全国鮎養殖漁業組合連合会会長

全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長

全国飼料卸協同組合理事長

全国肉牛事業協同組合理事長

国立研究開発法人 水産総合研究センター理事長

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構理事長

独立行政法人 農畜産業振興機構理事長

独立行政法人 家畜改良センター理事長

一般財団法人 生物科学安全研究所理事長

全国鶏卵販売農業協同組合連合会会長

全国精麦工業協同組合連合会会長

全国畜産農業協同組合連合会会長

全国内水面漁業協同組合連合会代表理事会長

全国肉用牛経営者会議会長

全国農業協同組合中央会会長

全国農業協同組合連合会会長

全国養鶏経営者会議会長

全国養鯉振興協議会会長

全国養鱒振興協会会長

全国酪農業協同組合連合会会長

日本観賞魚振興会会長

日本養鰻漁業協同組合連合会代表理事会長

日本養鶏農業協同組合連合会会長

協同組合日本飼料工業会会長

飼料輸出入協議会理事長

全日本鹿協会会長

全国油脂事業協同組合連合会会長

公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長

一般社団法人 日本食肉加工協会理事長

日本エキス調味料協会会長

全国食肉事業協同組合連合会会長

全国食肉業務用卸協同組合連合会会長

一般社団法人 全国海水養魚協会会長

日本ゼラチン・コラーゲン工業組合会長

全国飼料輸入協議会会長

一般財団法人 日本食品分析センター理事長

一般社団法人 家畜改良事業団理事長

公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長

公益財団法人 日本食肉流通センター理事長

公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター理事長